

ITER ダイバータ不純物モニター等計測装置の
開発及び試験に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

1. 件名

ITER ダイバータ不純物モニター等計測装置の開発及び試験に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、ITER 建設活動において国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)が国内機関の責務として実施するダイバータ不純物モニター等の計測装置の開発及び試験作業に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

3. 1 ITER ダイバータ不純物モニターの機器試験及び開発作業

- (1) ITER ダイバータ不純物モニター用機器の機能試験^{*1} 及び環境試験^{*2}
- (2) ITER ダイバータ不純物モニター用機器の開発及び保守作業
- (3) ITER ダイバータ不純物モニターの機器設計及び機器配置設計に係る CATIA を用いた CAD 作業
- (4) ITER See System Design を利用したダイアグラム作成作業
- (5) 上記(1)～(4)に係る技術資料の作成

^{*1} 機能試験には、光学素子と光学機器（光ファイバー、成膜フィルター、成膜ミラー、カセグレン望遠鏡等）の光学性能測定、電子機器（CCD カメラ等）の性能測定、及びレーザ顕微鏡や電子顕微鏡等を用いた光学素子等の表面状態観察と元素分析を含む。

^{*2} 環境試験：熱サイクル試験、放射線照射試験、磁場印加試験、湿潤雰囲気における腐食試験等。

3. 2 下部ポート統合機器の設計、機器試験及び開発作業

ITER ダイバータ不純物モニタ下部光学系を組込む下部ポート統合機器に関する以下の作業を行う。

- (1) 下部ポート統合機器に係る構成機器の設計及び機器配置設計に係る CATIA を用いた CAD 作業
- (2) 下部ポート統合機器構成機器のプロトタイプの試験
- (3) 上記(1)及び(2)に係る技術資料の作成

3. 3 その他の ITER プラズマ計測器開発に係る試験業務の支援

その他計測器（マイクロフィッシュションチェンバー、周辺トムソン散乱、ポロイダル偏光計及びダイバータ IR サーモグラフィー）に関する以下の試験作業を行う。

- (1) 各計測器の構成機器の機能試験及び環境試験
- (2) 各計測器の開発及び保守作業
- (3) 各計測器の開発に係る CATIA を用いた CAD 作業
- (4) ITER 計測器調達業務用計算機及びネットワークの運用管理に関する作業

3. 4 安全・工程・品質管理

- (1) 試験作業、実験の実施計画書等の資料作成
- (2) 作業場の安全衛生の管理

(3) 計測開発グループ会議への参加

3. 5 その他上記の付随的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

(1) 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 業務日及び業務時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、QST が特に指定する日を除く。）

9：00～17：30（休憩時間 60 分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員

1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議の上必要な処置を講じること。）

5. 就業場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 計測開発グループ

電話番号：029-210-2705

必要に応じて派遣労働者の自宅等

6. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループ

7. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループリーダー

8. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

9. 必要な要件

- (1) 四年制大学（工学系又は理学系）卒業。
- (2) 光ファイバーの取扱いと検査の技能、及び、成膜の作成と取扱の技能を有すること。
- (3) 光学測定機器（分光光度計等）及びレーザ顕微鏡もしくは電子顕微鏡の使用経験を有すること。
- (4) 低圧電気取扱業務特別教育及び高圧・特別高圧電気取扱者を受講済みであること。
- (5) 職長・安全衛生責任者教育を受講済みであること。
- (6) CATIA 講習（一般スクール等含む）を修了し、CATIA を用いてモデルを作成する技能と経験を有すること。
- (7) ITER 機構認定の ITER 専用 See System Design 技能資格を有すること。
- (8) 放射線業務の従事経験を有すること。
- (9) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

10. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

11. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

12. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

13. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の

有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 4. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、QST が派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により、当該業務を本仕様書に定める就業場所以外（海外を含む。）で実施するための出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。また、国際協力で進められる ITER 計画の我が国の実施機関に指定されていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこととする。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする

以 上